電気工事士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十四号

電気工事士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表第一号中「一万千三百円」を「一万四千四百円」に、「一万九百円」を「一万三千円」に改め、同表第二号中「九千六百円」を「一万二千五百円」に、「九千三百円」を「一万千百円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正

内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十五号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十九第四号中「その信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及び」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十六号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三〇及び三三の項」を「三〇の項」に改める。

第四条第一項ただし書中「第二号ホ」の下に「及びヘ」を加える。

附則第三項中「、三三」を削る。

別表第一の三の二の項（二）に次のように加える。

	10　ペプチドの合成を行うための装置	

別表第一の五の項に次のように加える。

（二十）	ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉（二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。）若しくはその合金の粉（二及び四の項の中欄並びに（五）に掲げるものを除く。）	

別表第一の七の項（十）の次に次のように加える。

（十の二）	フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置	

別表第二の三三の項を次のように改める。

三三	削除	

別表第七の二の項中「一九及び三三の項」を「一九の項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条第一項ただし書の改正規定及び次項の規定　公布の日の翌日

二　第二条第二項の改正規定、附則第三項の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第七の改正規定　令和七年十二月一日

（罰則に関する経過措置）

2　前項各号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　赤澤　亮正

内閣総理大臣　高市　早苗